

○財務省告示第百二十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十九年三月九日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年四月十一日
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行
利付国庫債券（十年）（第三百四十五回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱	いによる発行	額面金額で九億三千九百四十五万円	九億四千四百三十三万五千四百	十円	五万円	平成二十九年三月九日
<p>の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。</p> <p>振替法の規定による振替口座簿</p> <p>の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。</p> <p>平成二十九年三月九日</p> <p>額面金額百円につき百円五十二</p>									

